

米トレーサビリティ法

米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

- 生産から中間流通、加工製造、販売、食事提供までの、各段階の米・米加工品の移動を把握 **取引記録の作成・保存**
 - 消費者が米・米加工品の産地を知ることができるように、米穀等の産地情報を伝達 **産地情報の伝達**
 - 取引記録の作成・保存と産地情報の伝達は法律上の義務です。
- ※ 違反があった場合、罰則（50万円以下の罰金）が適用されることがあります。



対象品目	具体例	対象外
米穀 (非食用を含む)	もみ 玄米 精米 砕米	
米穀粉、米穀のひき割りしたもの、ミール、その他米穀を指定の方法で加工したもの	うるち米粉 もち米粉 白ぬか (米ぬかから白米部分を取り出したもの)	米粉パン 米みそ 米ぬか 米酢 米油 米粉麵
米菓	あられ せんべい おかき	ぼん菓子
米菓生地	米菓生地 せんべい生地 あられ用	
もち	まるもち のしもち 鏡餅 草もち とちもち 豆もち	大福 きなこもち さくらもち 性学もち
だんご	月見だんご 白玉だんご 花見だんご 草だんご みたらしだんご	笹だんご すあま ういろっ ゆべし
米飯類等	白飯 赤飯 おかゆ パエリア 炒飯 弁当のご飯 おにぎり 寿司 カレーライス 乾燥米飯(アルファー化米) 発芽玄米 ※いずれも冷凍、レトルト、缶詰類を含む	米飯を板状に押し固め乾燥し、中華料理の「おこげ」やカップスープの具としているもの
米こうじ	米にこうじ菌を繁殖させたもの	種こうじ (こうじ菌を精製したもの)
清酒	清酒	酒粕 料理酒 甘酒
単式蒸留しょうちゆう	米焼酎 麦焼酎 芋焼酎	
みりん	本みりん	みりん風調味料

1 取引記録の作成・保存



**非食用
も対象**

- 米・米加工品の取引記録を作成し、原則 3 年間保存
※消費期限が付された商品は 3 か月、賞味期限が 3 年を超える商品は 5 年
- 消費者向けの販売の記録は不要
- 必要事項が記載されている伝票等があれば、それを保存するだけで可

取引記録の例

- 生産者から流通業者への販売



Q1 伝票がもらえないときは？

A1 自ら記録を作成します。



Q2 もらえたけど情報が足りないときは？

A2 情報が不足している場合には追記してください。

領収書

〇〇 〇〇 様 日

伝票No. 00000000
〇〇〇〇年〇〇月〇〇

下記のとおり領収しました。

No	品名	数量	単価	金額
1	千葉県産 くず米	4袋	XXXX	XXXXX
2				
3				
備考	計 合 計			XXXXXX
	消 費 税			XXXX
	総 合 計			XXXXXX

〇〇〇〇商店
〒〇〇〇-〇〇〇〇
千葉県〇〇市〇〇町〇〇

TEL 043-000-0000
FAX 043-000-0000

書面、電子媒体のいずれでも可能です。
(複数の伝票の組み合わせでも可)

年月日：搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可)

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載（非食用米には不要）

取引先の名称又は氏名
(取引先住所と搬出入した場所が異なる場合には、搬出入した場所も記載)

**※赤字で示した項目が
必要な記録事項です。**



ここに注意！



【生産者】

- 未消毒の種もみの取引記録には、産地の記録も必要です。
- くず米を集荷業者に売却した場合でも、記録の作成・保存が必要です。



【外食店】

- 外食店では、米・米加工品の仕入の記録が必要です。
- 仕入の記録には、産地を記録する必要がある場合があります。
詳しくはよくある質問Q3とQ4をご覧ください。



2 産地情報の伝達



○ 対象品目※を販売する際に産地情報を伝達します。

※飼料用米など非食用の米穀については、産地情報の伝達の義務はありません。



事業者間の伝達方法

○ 伝票等又は商品の容器・包装へ記載



消費者への伝達方法



玄米・精米

食品表示法に従って表示



量り売り

産地 →

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 千葉県	コシヒカリ	〇〇年産
内容量	〇kg		
精米時期	令和〇〇年〇〇月中旬		
販売者	株式会社〇〇〇米店 千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

容器・包装入り



米加工品

容器・包装に産地情報を表示

名称	だんご
原材料名	上新粉(米(千葉県産))、砂糖、...

原材料名欄



容器・包装

原料米の産地情報については
お客様窓口へお尋ねください。
☎0120-xx-xxxx

産地の分かる方法



食事提供

※米飯類のみ対象

メニュー・店内掲示等に表示

オムライス(アメリカ産米)・680円
カレーライス(国産米)・・・680円
■定食メニュー(国産米使用)
チキンカツ定食・・・800円
トンカツ定食・・・900円

メニュー

お米の
産地情報については、
店員におたずねください。

厚労省のHPでは、
米トレーサビリティ法について
の詳しい情報を掲載しています。



店内掲示

産地情報は店員
にお尋ねください

産地を知る方法

よくある質問



Q1 くず米、加工用米、飼料用米は記録と産地情報の伝達が必要ですか。

- いずれも記録の作成・保存が必要です。
- 産地情報の伝達は、くず米と加工用米は必要です。
- 飼料用米は、非食用なので、産地情報の伝達は必要ありません。



Q2 学校、病院、老人ホーム等の給食向けの米穀等は対象ですか。

- 納入者は、出荷記録の作成・保存と産地情報の伝達が必要です。
- 給食提供者は、入荷記録の作成・保存が必要です。（産地情報伝達は不要）



Q3 外食店がスーパーで「袋詰精米」を購入し、お店で使用した場合、レシートには産地が記載されていませんが、どうしたらよいですか。

- 事業として使用する場合は、入荷の記録の作成・保存が必要です。
- レシートに産地が記載されていない場合は、手書きで産地を追加するなど、何らかの形で記録しておく必要があります。



Q4 外食店がスーパーで「だんご」と「清酒」を購入し、お店で使用した場合、レシートには産地が記載されていませんが、どうしたらよいですか。

- 取引記録は必要ですが、産地の記録は必要ありません。

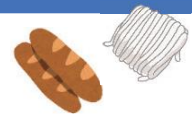
※もち、だんご、米飯類、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう及びみりんについては、一般消費者への販売用の容器包装に入れられ、そこに産地が記載されている場合には、産地の記録は不要です。



Q5 米粉パン、米粉麺（ビーフン、フォー等）は対象ですか。

- 対象ではありません。

※米粉を原材料とした加工食品のうち対象となるのは、米菓、もち、だんごです。



Q6 試食用やイベントグッズとして消費者向けに無償配布した場合、記録と産地情報の伝達が必要ですか。

- 両方とも必要ありません。 ※無償配布は消費者向けの販売には該当しないため



■ お問い合わせ先

千葉県農林水産部 安全農業推進課（令和6年4月～環境農業推進課） ☎043-223-3082
最寄りの農業事務所 千葉県ウェブサイト・農業事務所一覧（「千葉県 農業事務所」で検索）

※農林水産省や県のウェブサイトにもトレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法

検索